

処 分 基 準 (公 表 用)

様式第 4 号

所管部(局)・課(室) 生活衛生課

法 令 名	クリーニング業法	法令の番号	昭和 2 5 年法律第 2 0 7 号			
手 続 名	業務従事者の業務停止命令	根 拠 条 項	第 9 条			
処 分 基 準	<p>営業者又はその使用人で、洗濯物の処理又は受取及び引渡しの業務に従事するものが伝染性の疾病 にかかり、その就業が公衆衛生上不適当と認めるとき、知事は期間を定めてその業務を停止することができる。</p> <p style="text-align: center;">結核、伝染性膿痂疹(トビヒ)・単純性疱疹・頭部白癬(シラクモ)・疥癬等の皮膚疾患、その他公衆衛生上不適当と認められる伝染性の疾病</p> <p>なお、「業務停止処分の期間」については、個々の事例について具体的に判断する必要がある、処分基準を一律に定めることは困難である。</p>					
対 応 区 分	1 聴聞の実施 弁明の機会の付与	処 理 機 関	保健福祉事務所	交 付 機 関	保健福祉事務所	目次 NO